

令和5年第4回市議会定例会付議事件表

9月4日提出

番 号	件 名
議案第65号	市長の専決処分事項の承認について
議案第66号	真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第67号	真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第68号	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部改正について
議案第69号	工事請負契約について
議案第70号	工事請負契約について
議案第71号	工事請負契約について
議案第72号	厨房設備の取得について
議案第73号	市有財産の貸付について
議案第74号	令和4年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第75号	令和4年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第76号	令和5年度真岡市一般会計補正予算（第4号）
議案第77号	令和5年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
議案第78号	令和4年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計決算の認定について
議案第79号	令和4年度真岡市公営企業会計決算の認定について
報告第6号	令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第7号	令和4年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書の提出について
報告第8号	令和4年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算書の提出について

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

専決第 5 号 令和 5 年度真岡市一般会計補正予算（第 3 号）  
（別冊）

真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

真岡市教育委員会委員大島克弘は、令和 5 年 9 月 30 日任期満了につき、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

氏 名	横 山 剛 史
生年月日	昭和 52 年 12 月 18 日
住 所	真岡市西沼 337 番地 12
職 業	農業

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものである。

真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例

真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例（平成 21 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表真岡市東沼地域体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（説明）

旧東沼小学校の利活用推進のため、真岡市東沼地域体育館の行政財産としての用途を廃止するものである。

工事請負契約について

次のとおり契約したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石坂 真一

記

- |   |         |                                                                                                                  |
|---|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工事名     | 真岡市新第一学校給食センター建築工事                                                                                               |
| 2 | 工事場所    | 真岡市下籠谷4396番地                                                                                                     |
| 3 | 工事内容    | 新真岡市立第一学校給食センターの建築工事                                                                                             |
| 4 | 契約方法    | 事後審査型条件付き一般競争入札                                                                                                  |
| 5 | 契約の予定金額 | 933,130,000円                                                                                                     |
| 6 | 契約の相手方  | 松本・剋真特定建設工事共同企業体<br>代表者 真岡市並木町二丁目21番地1<br>松本建設株式会社<br>代表取締役 松本 敬介<br>構成員 真岡市田町1515番地4<br>剋真建設株式会社<br>代表取締役 小林 克男 |

(説明)

新真岡市立第一学校給食センターの建築工事を実施するものである。

工事請負契約について

次のとおり契約したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石坂真一

記

- |   |         |                                         |
|---|---------|-----------------------------------------|
| 1 | 工事名     | 真岡市新第一学校給食センター電気設備工事                    |
| 2 | 工事場所    | 真岡市下籠谷4396番地                            |
| 3 | 工事内容    | 新真岡市立第一学校給食センターの電気設備<br>工事              |
| 4 | 契約方法    | 事後審査型条件付き一般競争入札                         |
| 5 | 契約の予定金額 | 287,100,000円                            |
| 6 | 契約の相手方  | 足利市堀込町1701番地<br>株式会社半田工電社<br>代表取締役 瀧澤克也 |

(説明)

新真岡市立第一学校給食センターの電気設備工事を実施するものである。

工事請負契約について

次のとおり契約したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- |   |         |                                                                                                                                                                                     |
|---|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 真岡市新第一学校給食センター機械設備工事                                                                                                                                                                |
| 2 | 工事場所    | 真岡市下籠谷 4 3 9 6 番地                                                                                                                                                                   |
| 3 | 工事内容    | 新真岡市立第一学校給食センターの機械設備<br>工事                                                                                                                                                          |
| 4 | 契約方法    | 事後審査型条件付き一般競争入札                                                                                                                                                                     |
| 5 | 契約の予定金額 | 9 6 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円                                                                                                                                                             |
| 6 | 契約の相手方  | 日神・扶桑・ヨシバ特定建設工事共同企業体<br>代表者 宇都宮市東塙田二丁目 8 番 4 1 号<br>日神工業株式会社<br>代表取締役 神 宮 厚<br>構成員 真岡市寺内 1 7 1 6 番地<br>株式会社扶桑<br>代表取締役 近 藤 幸 光<br>構成員 真岡市東大島 1 0 9 3 番地<br>株式会社ヨシバ<br>代表取締役 葎 葉 範 史 |



(説明)

新真岡市立第一学校給食センターの機械設備工事を実施するものである。

厨房設備の取得について

次のとおり新真岡市立第一学校給食センターの厨房設備を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5月9月4日提出

真岡市長 石坂真一

記

- |   |         |                                                              |
|---|---------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 物 品 名   | 厨房設備（明細別紙）                                                   |
| 2 | 取得の目的   | 新真岡市立第一学校給食センターの整備のため                                        |
| 3 | 取得の予定価格 | 379,274,500円                                                 |
| 4 | 取得の相手方  | 宇都宮市鶴田町419番地7<br>メルパルクプラザ202号<br>株式会社中西製作所 宇都宮営業所<br>所長 渡辺文明 |

（説明）

新真岡市立第一学校給食センターの厨房設備を取得するものである。

備 品 等 明 細 書

(単位：円)

番号	項 目	金 額
1	調理機器一式	14,363,000
2	加熱機器一式	53,266,000
3	冷却機器一式	41,757,000
4	炊飯機器	970,000
5	洗浄機器一式	71,994,000
6	消毒保管機器一式	84,998,000
7	その他機器一式	68,897,000
8	諸経費	8,550,000
	小 計	344,795,000
	消費税	34,479,500
	合 計	379,274,500

## 市有財産の貸付について

次のとおり市有財産を貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

## 記

## 1 財産の表示

種 別	所 在	構 造	延床面積
建物(校舎)	真岡市東沼 657 番地	鉄筋コンクリー ト造 3 階建	1,769 m <sup>2</sup>
建物(体育館)	〃	鉄骨造 1 階建	684 m <sup>2</sup>

- 2 貸付の目的 廃校利活用事業として、旧東沼小学校を児童の教育、こども医療その他の児童の健全育成の用途に供し、地域の活性化を図るため、建物を相手方に貸し付けるもの

- 3 貸付期間 令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

- 4 貸付金額 無償

- 5 貸付の相手方 真岡市高勢町三丁目 2 0 5 番地 1

医療法人大香会

理事長 仲 島 大 輔

(説明)

旧東沼小学校の利活用推進のため、市有財産を無償で貸し付けるものである。

令和 4 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3  
2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 4 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金 9 1 4 , 7 0 9 , 9  
0 5 円のうち 7 2 , 6 4 3 , 2 5 0 円を資本金へ組み入れ、7 0 , 0 0  
0 , 0 0 0 円を建設改良積立金へ積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和4年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第3  
2条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和4年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金406,451,  
060円のうち347,949,399円を資本金へ組み入れ、58,  
501,661円を減債積立金へ積み立てるものとする。

令和 4 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計

ほか 5 件の特別会計決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか 5 件の特別会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 4 年度真岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 4 年度真岡市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）



令和4年度真岡市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度真岡市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石坂真一

記

- 1 令和4年度真岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 1 令和4年度真岡市下水道事業会計決算書（別冊）

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石坂 真一

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

比率名	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.56
連結実質赤字比率	—	17.56
実質公債費比率	5.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

2 資金不足比率 (単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
産業団地整備事業	—	20.0
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

令和4年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算  
書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、もおか鬼怒公園開発  
株式会社の事業報告及び決算書を提出する。

令和5年9月4日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和4年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書（別冊）

令和 4 年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算  
書の提出について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人真岡市  
農業公社の事業報告及び決算書を提出する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 4 年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告書及び収支決算書  
(別冊)